



三井住友DSアセットマネジメント

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 2025年6月10日

三井住友グローバル債券オープン

追加型投信／海外／債券



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要

委託会社名

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日

1985年7月15日

資本金

20億円(2025年3月31日現在)

運用する投資信託財産の
合計純資産総額

14兆934億円(2025年3月31日現在)

商品分類・属性区分

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	債券

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を除く)、 エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年6月9日に関東財務局長に提出しており、2025年6月10日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

投資信託「GIM世界投資適格債券ファンドF（適格機関投資家専用）」および「GIM新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）」に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

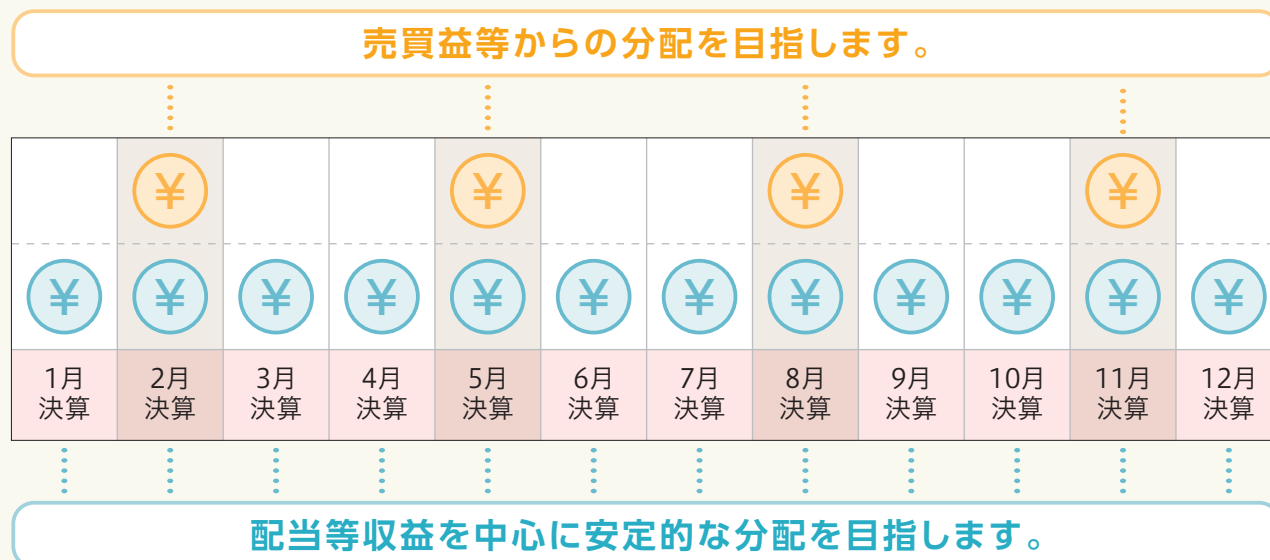
1 海外の様々な債券に投資し、安定的な収益確保を目指します。

- 主として、日本を除く先進国の債券、および現地通貨建ての新興国のソブリン債券に分散投資します。
 - 基本資産配分比率は、先進国債券70%、新興国ソブリン債券等30%とします。
- ※JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の助言を受け、基本資産配分比率から±10%の範囲で比率を変更する場合があります。

2 毎月分配に加えて、3ヵ月毎に売買益等からの分配を行うことを目指します。

- 分配金額は委託会社が分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮して決定します。
- ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

▶ 分配のイメージ



※「安定的な分配を目指します。」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※上記は分配のイメージであり、今後の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

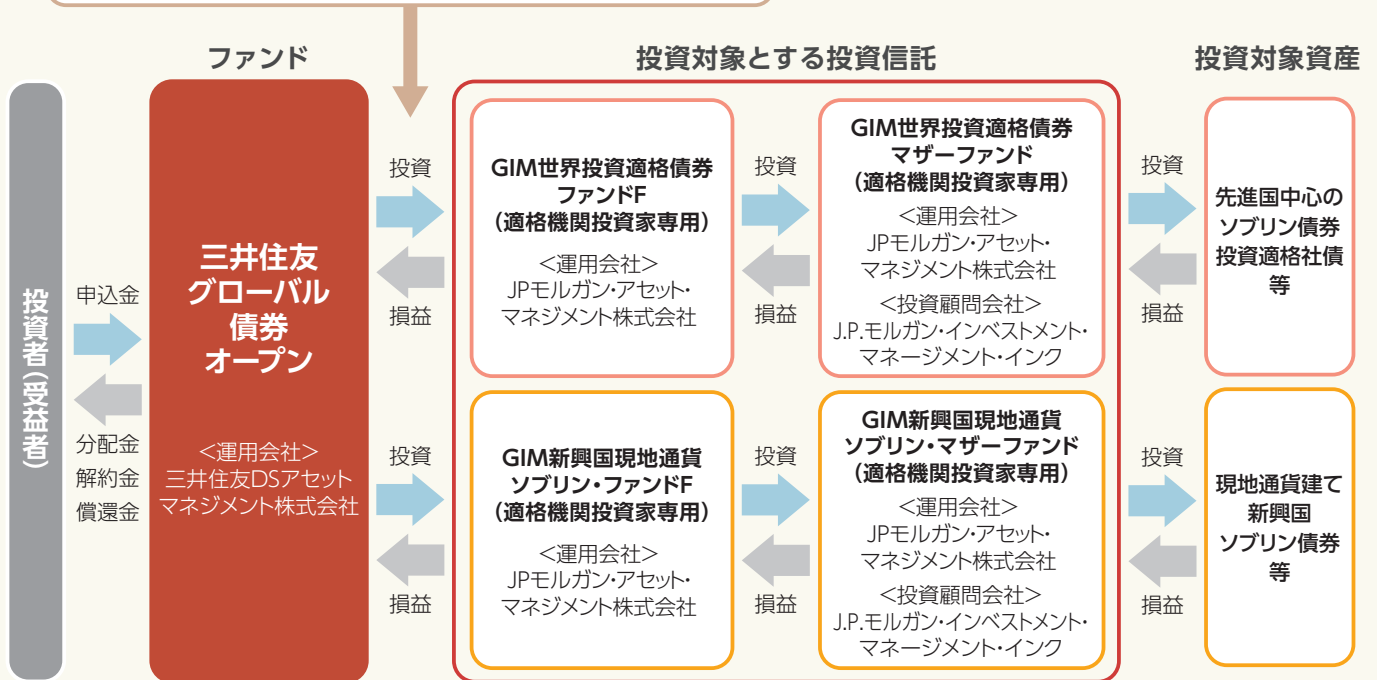
3 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

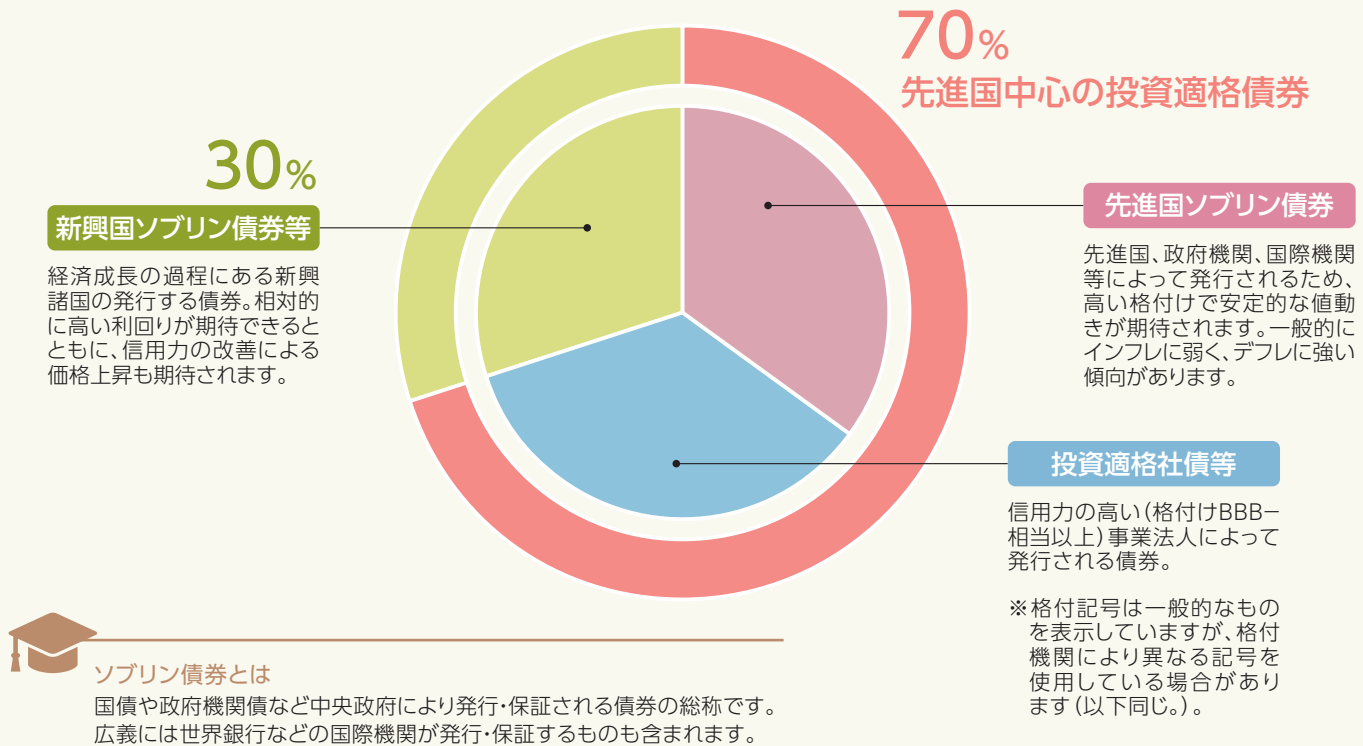
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の助言を受け、
基本資産配分比率から±10%の範囲で比率を変更する場合があります。



運用のイメージ

■原則として、先進国中心のソブリン債券および投資適格社債等（除く日本）へ70%、現地通貨建て新興国ソブリン債券等へ30%を基本資産配分とします。

※基本資産配分比率から±10%の範囲で比率を変更する場合があります。



※上記は、資産配分のイメージを示したものであり、実際の配分比率を示すものではありません。

投資対象とする投資信託の運用会社について

[J.P.モルガン・アセット・マネジメントの概要]

会社概要	
● J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドであり、世界有数の資産運用グループです。 ● 長い歴史の中で蓄積してきた運用ノウハウを活かして、常に競争力のある運用サービスを提供しています。	
	拠 点
	従 業 員 数
運 用 資 産 残 高	

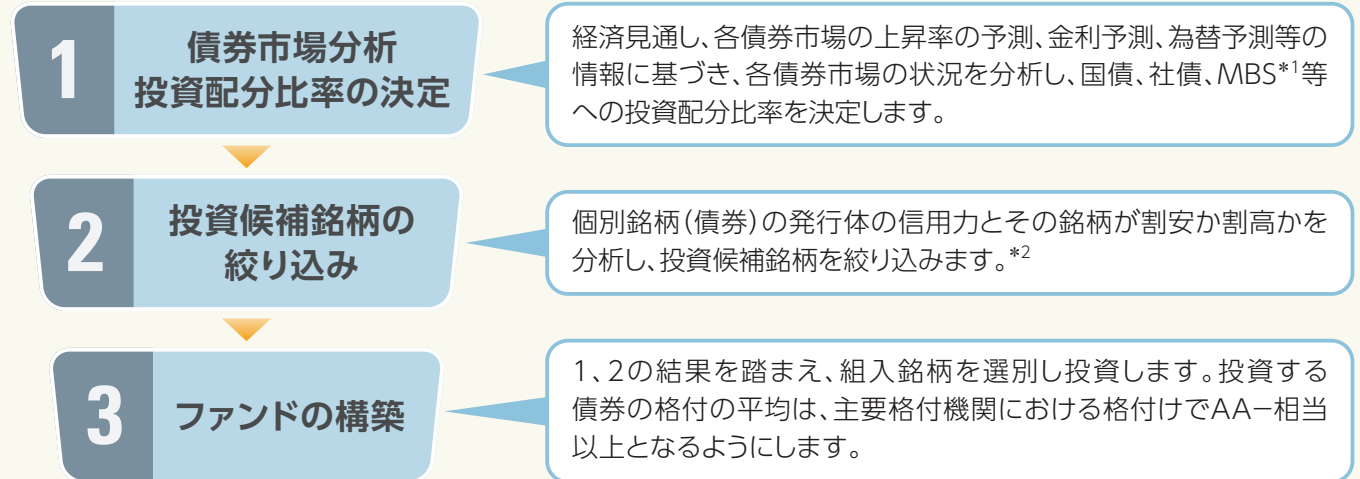
■サステナブル投資に関する取り組みの方針として、リサーチをベースとした運用主導型スチュワードシッププロセスの強化、データサイエンスを活用した独自のESGスコアの開発を行っています。

(注) 2024年12月末現在、運用資産残高は1米ドル=157.16円で円換算
(出所) J.P.モルガン・アセット・マネジメントの情報を基に委託会社作成

▶ 運用チームおよび運用プロセス

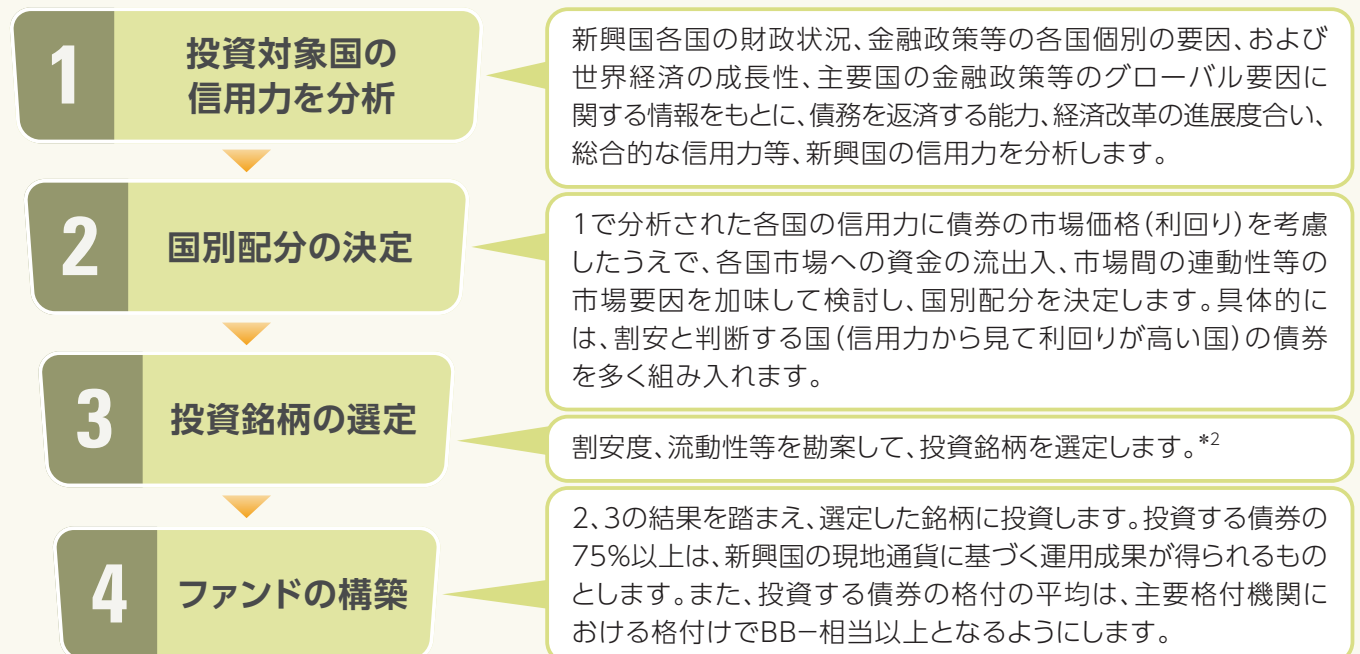
[GIM世界投資適格債券ファンドF (適格機関投資家専用)]

- J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクのグローバル債券運用部門に所属する国際ナショナル債券運用チームが運用を担当します。
- 同チームは部門内の約300名*の債券運用プロフェッショナルと約70名*のリサーチアナリストの知見を活用します。*2024年12月末現在



[GIM新興国現地通貨ソブリン・ファンドF (適格機関投資家専用)]

- J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクのグローバル債券運用部門に所属するエマージング債券運用チームが運用を担当します。
- 同チームは部門内の約300名*の債券運用プロフェッショナルと約70名*のリサーチアナリストの知見を活用します。*2024年12月末現在



*1 MBS:主に住宅ローン債権を証券化したものです。

*2 環境、社会、そしてガバナンス面の要素が、投資対象候補銘柄のキャッシュ・フローに大きくプラスあるいはマイナスの影響を与える可能性があるかどうか、あるいは何らかのリスク要因となり得るかどうかを分析に組み入れています。なお、こうした評価のみが投資判断を決定付けるものではありません。

※上記の運用プロセスは2025年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) J.P.モルガン・アセット・マネジメントの情報を基に委託会社作成

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

- 毎月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況により変動することがあります。

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

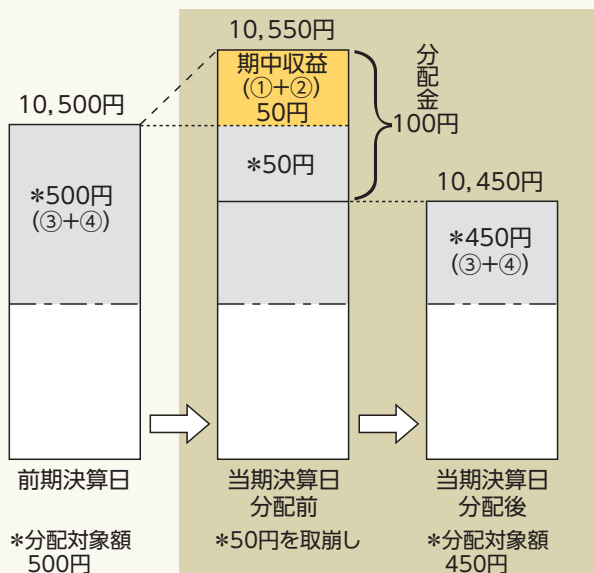


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

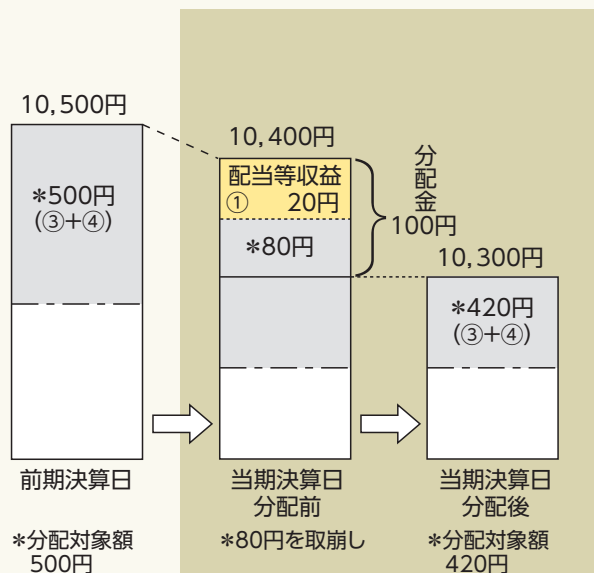
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕

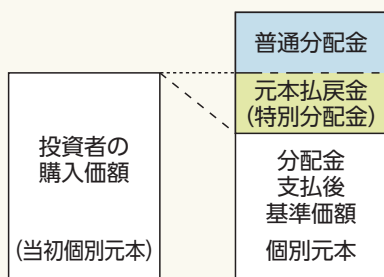


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

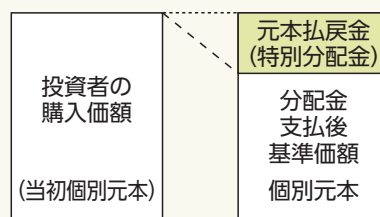
■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の投資方針等

以下は、2025年3月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

▶ GIM世界投資適格債券ファンドF (適格機関投資家専用)

形 態	国内籍投資信託
主 要 投 資 対 象	GIM世界投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券
運用の基本方針	●マザーファンドを通じて、世界各国の国債、政府機関債、国際機関債等に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。ただし、日本に所在する発行体の発行するものは除きます。 ●マザーファンドの運用に関する権限を、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに委託します。 ●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
主 な 投 資 制 限	●株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
信 託 報 酬	純資産総額に対して年0.4851%(税抜き0.441%)
そ の 他 の 費 用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用、監査費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委 託 会 社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。

▶ GIM新興国現地通貨ソブリン・ファンドF (適格機関投資家専用)

形 態	国内籍投資信託
主 要 投 資 対 象	GIM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用) (以下「マザーファンド」といいます。)受益証券
運用の基本方針	● マザーファンドを通じて、新興国の政府または政府機関の発行する債券に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。 ● マザーファンドの運用に関する権限を、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに委託します。 ● 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
主 な 投 資 制 限	● 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
信 託 報 酬	純資産総額に対して年0.8151%(税抜き0.741%)
そ の 他 の 費 用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用、監査費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委 託 会 社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク
購 入 の 可 否	日本において一般投資家は購入できません。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



価格変動リスク

債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。



信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



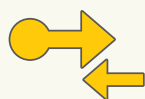
為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。



流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

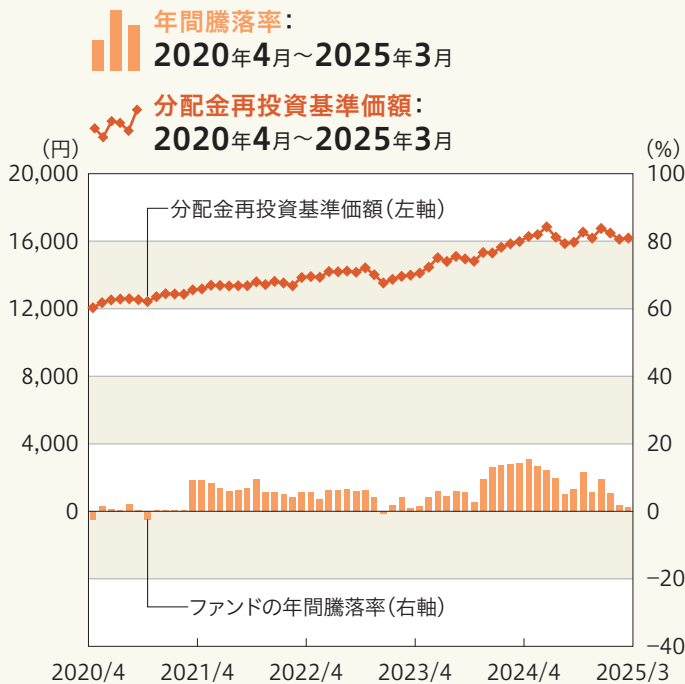
リスクの管理体制

- 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。
また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。
- コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

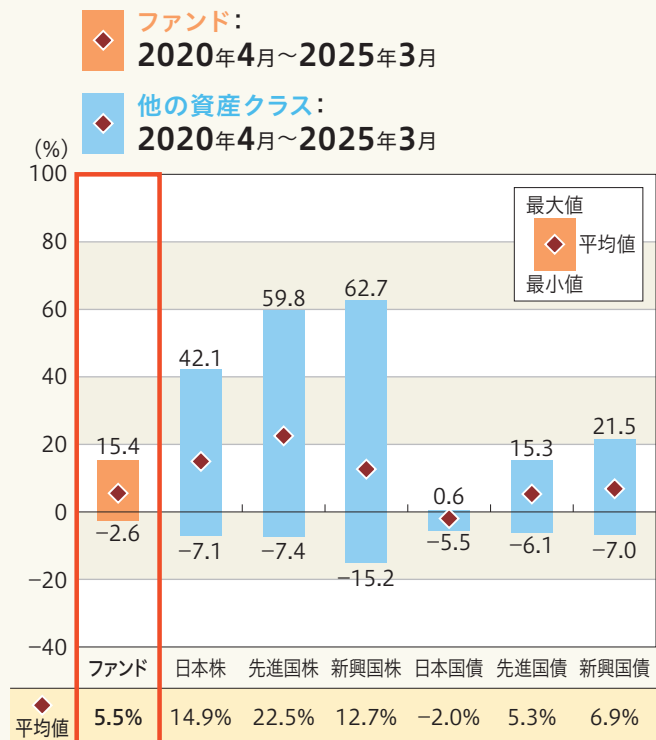
各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

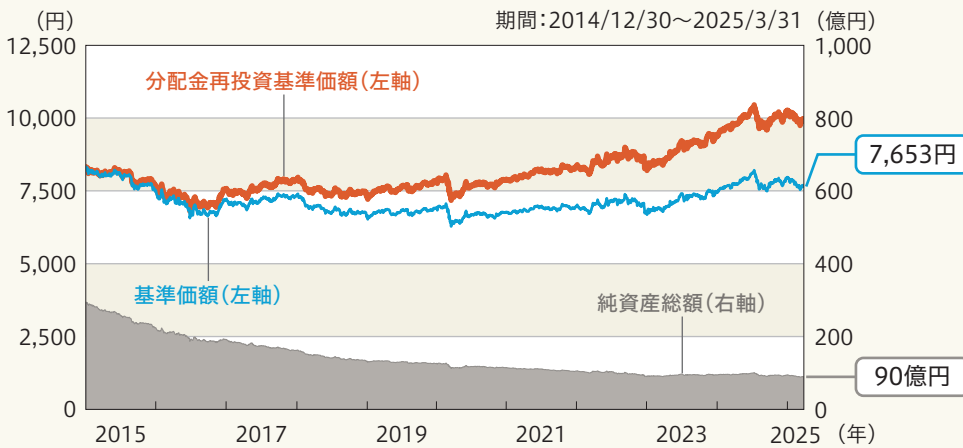
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

運用実績

基準日: 2025年3月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2025年 3月	15円
2025年 2月	15円
2025年 1月	15円
2024年12月	15円
2024年11月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	5,537円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■三井住友グローバル債券オープン

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	95.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4.21
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	GIM世界投資適格債券ファンドF(適格機関投資家専用)	68.00
日本	投資信託受益証券	GIM新興国現地通貨ソブリン・ファンドF(適格機関投資家専用)	27.80

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入保有証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■ GIM世界投資適格債券ファンドF (適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「GIM世界投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用)」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US T-NOTE 4.25% NOV34	4.250	2034/11/15	9.06
アメリカ	国債証券	US T-NOTE 4% FEB30	4.000	2030/02/28	5.60
中国	国債証券	CHINAGOV2.35%FEB34 INBK	2.350	2034/02/25	5.26
イタリア	国債証券	ITALY BTP 3.85% FEB35	3.850	2035/02/01	3.16
アメリカ	特殊債券	FNCL POOL NO FM8029	2.500	2051/07/01	2.73
アメリカ	国債証券	US T-NOTE 4.25% DEC26	4.250	2026/12/31	2.66
ドイツ	国債証券	GERMANY BUND 2.5% FEB35	2.500	2035/02/15	2.30
アメリカ	特殊債券	FNCL POOL NO FS1408	3.500	2052/04/01	2.15
フランス	国債証券	FRANCE OAT 2.75% FEB30	2.750	2030/02/25	1.73
アメリカ	国債証券	US T-BOND 4.625% NOV44	4.625	2044/11/15	1.71

※比率は、GIM世界投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用)の純資産総額に対する時価の比率です。
※JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■ GIM新興国現地通貨ソブリン・ファンドF (適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「GIM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

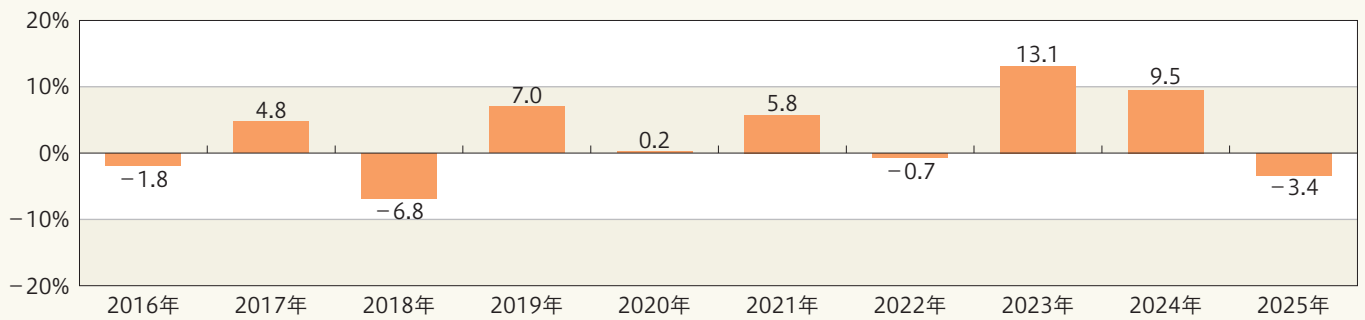
国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
中国	国債証券	CHINA GOVT2.68%MAY30INBK	2.680	2030/05/21	9.78
中国	国債証券	CHINA GOVT3.27%NOV30INBK	3.270	2030/11/19	8.83
中国	国債証券	CHINAGOV2.64%JAN28 INBK	2.640	2028/01/15	8.59
中国	国債証券	CHINAGOV2.27%MAY34 INBK	2.270	2034/05/25	7.15
中国	国債証券	CHINA GOVT3.81%SEP50INBK	3.810	2050/09/14	5.23
中国	国債証券	CHINA GOVT2.85%JUN27INBK	2.850	2027/06/04	3.69
中国	国債証券	CHINAGOV3.53%OCT51 INBK	3.530	2051/10/18	2.52
ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN27 NTN	10.000	2027/01/01	2.28
ポーランド	国債証券	POLAND 1.75% APR32 0432	1.750	2032/04/25	2.06
チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC 4.5% 154	4.500	2032/11/11	1.99

※比率は、GIM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)の純資産総額に対する時価の比率です。
※JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

基準日: 2025年3月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購入単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

換金単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

申込関連

申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2025年6月10日から2025年12月9日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

決算日・収益分配

決算日	毎月12日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他

信 託 期 間	無期限(2006年9月20日設定)
繰 上 償 還	以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 ● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ● 残存口数が20億口を下回る事となったとき ● その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	1兆円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年3月、9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基 準 価 額 の 法 照 会 方 法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「グロ債券」として掲載されます。
課 税 関 係	● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ● 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ● 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2025年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に 2.2% (税抜き2.0%) を上限 として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)	フ ン ド	ファンドの純資産総額に 年0.8789% (税抜き0.799%) の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。		
		<運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)>		
		支払先	料率	役務の内容
		委託会社	年0.169%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
		販売会社	年0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
		受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
		※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。		
	投資対象とする 投 資 信 託	年0.5841%(税抜き0.531%)程度* (基本資産配分比率による試算)		
	実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して 年1.463% (税抜き1.33%) 程度* (基本資産配分比率による試算)		
* 投資対象とする投資信託には、運用管理費用(信託報酬)のほか、その他の費用・手数料がかかります。その他の費用・手数料は運用状況等によって変動するため、事前に料率等を示すことができません。 上記の料率は、2025年3月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。				
その他の費用・ 手数料	以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。			
	● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用			
	● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料			
	● 資産を外国で保管する場合の費用 等			
	※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。			

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
----------	-------------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
----------	--

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2025年3月末現在のものです。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年9月13日～2025年3月12日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.56%	0.88%	0.69%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※投資先ファンドが上場投資信託(ETF)に投資している場合、当該ETFの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

[illegible]

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。
(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

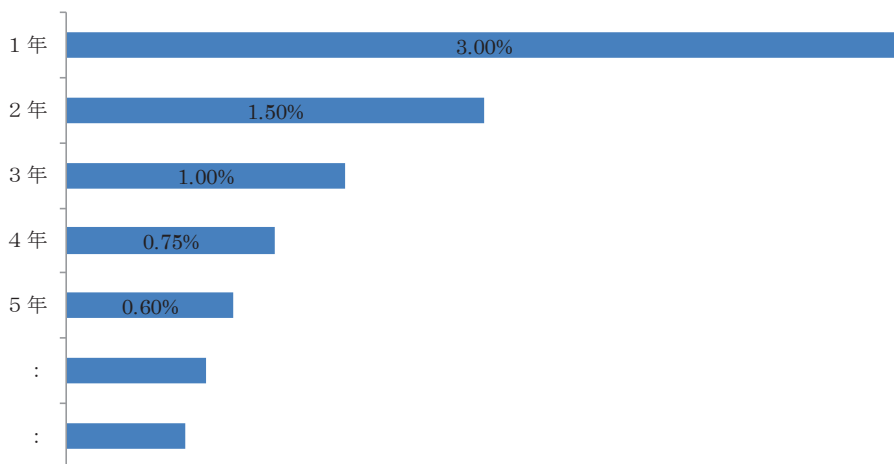
購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%(税抜)の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率(税抜)】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、ご解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際の手数料率や残存期間等の詳細は目論見書又は販売用資料（リーフレット）等でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、以下と目論見書の内容をよくお読みください。

利益相反の可能性の情報提供に関するご説明

■当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。
- ・当行は当ファンドの発行者である三井住友 DS アセットマネジメント株式会社と資本関係があります。当行が当ファンドを販売した場合、当行と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。
- ・2024年12月末時点において、当行の役職員は、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の役職員を兼職するなど、当行は同社と人的関係があります。当行が当ファンドを販売した場合、当行と人的関係がある同社の収益となります。

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。

(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、この書面と目論見書の内容をよくお読みください。

■投資信託（ファンド）のお取引にあたり特に重要な事項

- 本ファンドは預金と異なり、元本が保証されているものではありません。
- 本ファンドにおける運用会社（委託者等）が行う運用等により生じた損益は、すべてご購入された投資家（受益者）に帰属します。投資家（受益者）は、収益分配金、償還金、換金（解約）に対する請求権を有します。
- ファンドは、主に有価証券等（株式や債券等）を投資対象としています。ファンドの基準価額（純資産総額）は、組み入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、基準価額の下落により投資元本を割り込むおそれがあります。

■書面による解除（クーリング・オフ）

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■本ファンドに係る契約および販売会社の概要

- ファンドの信託期間は、信託約款で定められています。信託期間は、委託者等の所定の手続により延長、または短縮される場合があります。
- 当行は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。

商号等	株式会社三井住友銀行（登録金融機関）関東財務局長（登金）第 54 号
本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号
設立年月日	平成 8 年 6 月 6 日
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
当行の苦情処理措置及び紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先 電話番号 0120-64-5005
対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	無
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引
連絡先	三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください。 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952

※より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット（www.smbc.co.jp）に備えるディスクロージャー（開示資料）をご覧ください。

■「三井住友グローバル債券オープン」の三井住友銀行でのお取引条件について

○購入時手数料(消費税込)は、購入代金《購入金額(購入価額〔1口当たり〕×購入口数)に購入時手数料(消費税込)を加算した額》に応じて、以下の手数料率を購入金額に乗じて得た額となります。

購入時手数料	一律 2.20% (税抜 2.00%)
--------	---------------------

※「分配金自動再投資型」において、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。
※別に定める場合はこの限りではありません。

○購入単位（購入代金の単位）は以下の通りとなります。

当初購入の場合	20 万円以上 1 円単位
追加購入の場合	1 万円以上 1 円単位
投信自動積立の場合	1 万円以上 1 千円単位

※当ファンドの保有残高がある場合または「投信自動積立」をすでに申込の場合を「追加購入」といいます。

本商品は、SMB C グループのグループ運用会社である三井住友 D S アセットマネジメントが運用する商品です。